

## 富士屋ホテル仙石ゴルフコース 乗用カート利用約款

### 第1条

本約款は、当ゴルフ場の乗用カート（以下、「カート」という）の利用に関する条件を定めるものです。カートの事故は、生命を脅かす危険性がありますので、カートの運転者、操作者及び同乗者（以下、「利用者」という）は安全運転及び事故防止に十分注意してカートを利用してください。

### 第2条

利用者は、カート利用に関し、キャディ付きプレー又はセルフプレー（共に自走式及び電磁誘導を含む）に関わらず、本約款を遵守する義務を負います。尚、本約款は当ゴルフ場と利用者の合意内容を構成します。

### 第3条

利用者は、当ゴルフ場施設内のカート用道路、電磁誘導式センサーカート道路及び乗り入れを許可されたエリアで走行利用してください。

### 第4条

次の各号のいずれかに該当する利用者は運転又は操作できません。

1. カートの運転及び操作技術が未熟で、適切又は安全な操作ができない場合
2. 18歳未満の場合
3. 酔酩等により正常な運転が困難な場合

### 第5条

利用者は、自らの責任においてカートの走行、停止及び乗降等を行ってください。

### 第6条

運転者又は操作者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

1. 走行前
  - ・カートに掲示されている注意事項を確認のうえ、当ゴルフ場スタッフによるカート利用に際しての説明を聞いてください。
  - ・備え付けの取扱い説明書を確認してください。
2. 走行開始時
  - ・ブレーキその他の装置の正常な作動を確認してください。
  - ・同乗者の着席を確認したうえで発進操作を行ってください。

- ・カートの進行方向に人がいないこと、及び障害物がないこと等の安全を確認したうえで発進してください。
3. 走行中
    - ・一旦停止等の標識に従って操作を行ってください。
    - ・カーブや起伏のある場所等を通行する場合、必要に応じて、同乗者に声を掛ける等注意を促してください。
    - ・危険な運転や操作、よそ見をしながらの運転や操作をしないでください。
    - ・カート内のモニターや音声案内にご注意ください。
  4. 停車・駐車時
    - ・傾斜その他不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性がある場所を避けて駐停車してください。
    - ・利用者は、カートの停車後に乗り降りをしてください。
  5. 遠隔操作時
    - ・遠隔操作時は、「発進」又は「停止」等の操作を行うことを同乗者に伝えてから安全であることを確認のうえ操作を行ってください。

## 第7条

利用者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

1. 同乗者は走行中、常にカートのアームレスト又はアシストグリップ等におつかまりください。
2. 同乗者は、安全走行の妨げとなる行為は行わないでください。
3. 走行中は、カートの乗車スペースから身体、衣服又は用具等がはみ出さないようにしてください。
4. カートの定員を守り同乗してください。
5. 走行中は走行状況に十分注意して、スコアのご記入、登録又は携帯電話等のご利用をお願いします。

## 第8条

利用者は、カートに積載したゴルフ用品、携行品等を自らの責任で管理してください。万一、破損、紛失又は盗難等が発生した場合、当ゴルフ場は責任を負いかねます。但し、当ゴルフ場の責めに帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。

## 第9条

利用者は、自らの故意又は過失により、カートの利用に伴い、第三者（同乗者を含む）の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼした場合、又はカートその他の当ゴルフ

フ場施設を毀損若しくは滅失した場合、自らの責任でその損害を賠償しなければなりません。

#### 第10条

利用者は、カート事故が発生した場合、又はカートが故障した場合には、プレーを中止し直ちにカート備え付けの無線、若しくは携帯電話等にてマスター室にその旨を連絡してください。

#### 第11条

1. 当ゴルフ場の故意若しくは重大な過失以外は、カート事故による人的又は物的損害について、一切その責任を負いません。
2. 運転者又は操作者は、カートの運行に関し、人身に危害を及ぼすあるいは施設（カート、その他の施設内の物品）に損傷を及ぼす事故（以下、「カート事故」という）を発生させた場合には、不可抗力以外は、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
3. 同乗者の行動により、カート事故を生じ又はカート事故を誘発した場合には、当該事故の態様に応じて、同乗者は運転者又は操作者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
4. 同乗者が、カート事故の被害者となった場合において、当該同乗者に本約款に反する行為があった場合には、当該事故の態様に応じ、運転者又は操作者に対する損害賠償請求の全部若しくは一部が、過失相殺により免責されることがあります。

#### 第12条

当ゴルフ場は、本約款の各条項について、相当の事由があると認められる場合には、クラブハウス内掲示による公表その他の相当の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。当該変更は、公表等に際して定める適用開始日から適用されるものとします。

本約款は2023年7月10日から施行します。

富士屋ホテル 仙石ゴルフコース